

日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める陳情

(陳情の趣旨)

核兵器は使用された時点だけでなく、将来何世代にもわたって影響を及ぼす非人道的兵器であることが国際的にも知られるようになり、2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が国連で122ヶ国の賛成で採択されました。条約への署名、批准が開始されて以降、国際政治でも、各国でも、前向きな変化が生まれています。2020年10月24日、批准国は国連軍縮週間の初日に50か国となり、同条約は2021年1月22日に発効しました。現在までに署名国は86か国、批准国は59か国となっています。

条約は、核兵器について人類に破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとし、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者が被爆の実相を話し、「私たちのような被爆者をつくらないでください」と訴え、日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

「唯一の戦争被爆国」として、核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に日本政府が参加・調印・批准することを願います。

以上の趣旨に沿って、

- 1、日本政府は核兵器禁止条約に参加・調印・批准すること。
 - 2、条約に参加するまでの間には、オブザーバーとして締約国会議に参加すること。
- を求める意見書を国会及び政府に提出してくださるよう陳情します。

令和4年2月3日

陳情者 住所 あきる野市野田 753-1
氏名 高橋 養藏 (水爆禁止あきる野協議会理事長)

同 住所 あきる野市館谷 103-3
氏名 鳴島まる子 (新日本婦人の会あきる野支部支部長)

あきる野市議会議長 中嶋 博幸 殿

